

## 第 8 回

# 県立高等学校将来構想審議会

平成 21 年 8 月 6 日（木曜日）

13：30～15：30

## 2 議 事

○司会 本日はお忙しい中、第8回県立高等学校将来構想審議会にご出席を賜りありがとうございます。

初めに、会議の成立についてご報告申し上げます。本日は、本図愛実委員、早坂公夫委員、高橋陸磨委員、朴澤泰治委員、井口経明委員、西山英作委員から、所用のため欠席する旨の連絡をちょうだいしております。従いまして、本日の審議会は14名のご出席をいただき、県立高等学校将来構想審議会条例第4条第2項の規定により、過半数の委員がご出席ですので、本日の会議は成立しておりますことを、まずご報告申し上げます。

次に、会議資料のご確認をお願い申し上げます。お手元に、次第と出席者名簿、座席表の他に、資料1から資料5までお配りしてございます。資料の不足等がございませんでしょうか。引き続き、マイク的使用方法についてご説明申し上げます。委員の皆様の前면에マイク装置がございまして、ご発言の際は、これまでと同様、右下にございますマイクスイッチをONにして、マイクのところにありますオレンジ色のランプが点灯してからご発言をお願いします。また、ご発言が終わりましたら、恐縮ですが、必ずマイクのスイッチをOFFにさせていただきますよう、ご協力をお願いいたします。

それでは、ただいまから第8回県立高等学校将来構想審議会を開会いたします。開会に当たりまして、宮城県教育委員会教育長小林伸一よりごあいさつ申し上げます。

○小林教育長 開会に当たりまして、一言ごあいさつ申し上げます。皆様方には、仙台七夕初日に、今年度2度目の、通算で8回目となる審議会にご参集を賜り、厚く御礼申し上げます。3カ月ほど間が空いてしまいましたが、前回4月の審議会におきましては、これまでご議論いただきました審議内容を、答申の中間案としてまとめていただきました。その後5月から6月にかけて、中間案の内容についてパブリックコメントを募集するとともに、県内7カ所で意見聴取会を行って参りました。意見聴取会のいくつかに出席しましたが、いずれの会場においても、地域における高校の存在の重要性について、多くの方に熱心にお話いただきました。また、パブリックコメントにおきましても、地域の将来に密接に関係する高校教育に関するものだけに、多くの県民の皆さんからたくさんの御意見が寄せられたところでございます。本日の審議会では、県民の皆様から中間案に対してちょうだいしたさまざまなご意見への審議会としての対応について、事務局で整理、回答案のたたき台としてご用意させていただきましたので、これについてご審議いただくとともに、答申の最終案についても、あわせて審議いただく予定です。

この後、9月には、最終答申としてまとめをお願いしていくことになるかと思いますが、本日は、最終案にむけた重要な審議会でもございますので、委員の皆様におかれましては、是非とも忌憚のないご提案やご意見をくださいますようお願い申し上げます。私のあいさつといたします。

(1) 意見聴取会及びパブリックコメントの実施結果とその整理、反映について

○荒井会長 議事に先立ちまして、私ごとでございますが、7月に審議会開催の予定でしたが、私の方が体調を崩しまして大変にご迷惑をおかけしましたことを、事務局並びに審議会の委員の方々におわび申し上げます。

それでは、早速、議事に入りたいと思います。

まず、議事の1、意見聴取会及びパブリックコメントの実施結果とその整理、反映についてでございます。

前回の4月末に行いました第7回の審議会におきましては、これまでこの審議会において議論重ねていただいた内容を踏まえて、その案をたたき台としてご検討いただいて、中間案としてまとめさせていただいたとおりでございます。

その後、5月の下旬から、先ほど教育長の方からお話がありましたように、1カ月間にわたりまして中間案に対するパブリックコメントを実施するとともに、県内の7圏域におきまして意見聴取会を開催しまして、中間案並びに高校教育に対するさまざまな意見聴取会、意見をちょうだいしたところでございます。

今回は、それらの意見聴取会及びパブリックコメントに寄せられたご意見、ご提言を整理いたしましたものをごらんいただくとともに、パブリックコメントに対しまして、また、各意見に対して審議会としての考え方を示す必要があるということから、事務局案としてこのコメントをまとめたものを資料としてお手元に配付させていただいております。本日はこれをベースにして議論を進めていきたいというふうに思いますので、よろしくお願いを申し上げます。

それでは、事務局から資料のご説明をお願いいたします。

○事務局 では初めに、5月下旬に開催いたしました各地区での意見聴取会にご多忙の中ご出席いただきました委員の皆様へ、改めてまず感謝申し上げます。ありがとうございました。

では、議題に沿いまして、意見聴取会及びパブリックコメントの実施結果とその整理、反映について、資料に基づきまして説明させていただきます。

まず、資料の1枚目、資料1をお開きいただきます。

資料1につきましては、意見聴取会及びパブリックコメントの実施内容を簡単に1枚物にまとめたものでございます。

まず、意見聴取会でございますけれども、資料に記載しておりますように4日間で計7カ所にわたり開催してございます。

意見をいただいた方でございますけれども、52名という形で記載してございますけれども、これにつきましてはこちら側から発言をお願いいたしました35名と、会場において傍聴者から17名の意見をいただいておりますので、52名という形でございます。

ちなみに、意見並びに提案の数でございますけれども、これについては222件としてございます。これは1人の方が複数の項目にわたるご意見をいただいておりますので、それを項目に分けてカウントして222件という形にしてございます。

次に、パブリックコメントでございます。これの丸の二つ目でございますけれども、提出状況について、会場提出で20名という形になってございます。これにつきましては先ほど申し上げましたように、意見聴取会において、来た方に意見を用紙でもっていただいております。これをパブリックコメントという形でカウントしております。合計で全部で95名、224件という形になってございます。

それで、一番下の欄でございますけれども、いただいた意見の中には、意見聴取会の持ち方、あるいは教育行政に対する要望とかということで、直接、中間案の内容にかかわらない意見もございましたものですから、一応中間案の内容に関する意見とその他の意見という形で分けて件数を示してございます。中間に対する意見につきましては244件 という形でいただ

いているところでございます。

次に、資料の2、A3横の資料でございますけれども、これをご覧いただきたいと思います。

この資料につきましては、いただきました意見について、中間案の構成に沿ってまとめたものでございます。

左側に中間案の章立てを示してございます。次の欄に意見聴取会の意見でございますけれども、その中身といたしまして、左側に個々の意見の概要と、次の欄にそれをグルーピングして整理した内容と、最後に意見についての審議会の考え方という順番で示してございます。右側のところがパブリックコメントでございますけれども、これにつきましても同じ順番で記載しておるところでございます。

また、資料の中段でございますけれども、黒塗りしているところがございます。この部分に

つきましては後ほど説明いたしますけれども、意見を踏まえて修正した部分という形で示しているところがございます。

では、中身に入らせていただきたいと思います。

今回、多くの意見をいただいておりますので、説明につきましては主要な項目のみという形でさせていただきたいと思います。

では、一番上のところがございますけれども、総論という形で書いているところがございますけれども、全体が抽象的で、もう少し具体的な中身で記載できないかというような形でいただいているところがございます。

それにつきましては、今回の答申は将来構想でございますが、現将来構想につきましては、構想部分といわゆる実施計画の部分というのが一体になった形になっているんですけれども、今回つくる将来構想につきましては一応構想部分と実施計画のものを別につくろうという形で考えてございます。そういうことでございますので、構想部分につきましては若干抽象的なものと。それを受けて、具体的なものについては実施計画をつくっていききたいという形で整理しているところがございます。

次に、黒塗りの部分でございます。県民意識調査結果の評価についてでございます。

中間案につきましては、高校教育の改革の取り組みに関する意見調査結果につきまして、おおむね肯定的に評価されたという形で記載しているところがございますけれども、「どちらともいえない」や「わからない」という回答が多い項目もあるのではないかと意見がございました。これにつきましては誤解がないように、より詳細な形で文言を修正することにしてございます。

なお、修正した内容につきましては、後ほど資料3でございますが、説明させていただきたいと思います。

次に、右側のところの下から2番目でございます。ここも黒塗りで示しているところがございますけれども、現構想と将来構想の関係についてのところがございます。

中間案では、現構想を引き継ぐものという形で書いてございましたけれども、「引き継ぐもの」ではなく「代わるもの」とすべきではないかという意見をいただいたところがございます。これにつきましては、これも後ほど説明いたしますけれども、「現構想の後継の構想」という形の文言で表現を変えているところがございます。

次ですが、2ページをお開きいただきたいと思います。

左側の2段目のところになりますが、ここについては若者離職について、中間案では「若者

の目的意識の低下」というのを離職の代表的な記述という形で書いてございましたが、意見の中に、離職が高いのはコミュニケーション能力の不足ということも大きな要因でないかというお話をいただいております。この意見を踏まえまして、目的意識の低下のほかに「コミュニケーションの不足も要因になっている」という形も追加して記載していきたいという形で整理しているところでございます。

次に、中段でございませけれども、黒塗りの部分でございませ。

この部分につきましては、県立高校の課題と現状の中で、大学進学率の表現についてでございます。これについて、いわゆる生徒の進路の実現ということが目標であるならば、個々の生徒の進路目標は異なっておることから、大学進学率の向上という形にこだわることはないんじゃないかというご意見をいただいております。これも後ほど説明いたしますけれども、表現を変えているところでございませ。

次に、黒塗りの部分ではないですが、その下でございませ本県の高校教育における人づくりの方向性というところでございませ。

それで、左側につきましては、その中に「地域を愛する」あるいは「地域を守る」という言葉を入れてはどうかというのをいただいております。

次に、右側でございませけれども、これにつきましては、指導要領の改正を踏まえまして、「伝統と文化の尊重」というのも入れるべきでないかというようなことをご意見としていただいております。それで、ここについては修正という形にしてございませけれども、その理由といたしまして、地域ということとあわせて、これからの人材育成として、世界とか日本とかという視点を持った人材が必要ということで考えておりますものですから、もう少し高い観点から自律的に生きる力という形で書いてございませるので、そこについては修正しないという形にしてございませ。

次に、伝統と文化の尊重ということでございませけれども、これについてもこれからそれぞれの指導の中身でもって充実を図られると思っておりますけれども、「人づくり」という形は特に記載していくまでもないのかなという形で考えてございませましたから、修正はしていないところでございませ。

次に、3ページをお開きいただきたいと思っております。

これもさまざまな意見をいただいておりますけれども、すみませんが、下段の黒塗りの部分について説明させていただきたいと思っております。

この部分につきましては、開かれた学校づくりという観点の項目でございませますが、もう少し

高校の情報発信についてした方がいいんじゃないかというご意見をいただいているところでございます。それで、ここの中間案の記載でございますけれども、高校の情報発信ということについては中間案では明確に記載していなかったということもありまして、それについては追加して記載していきたいという形で考えてございます。

次に、4ページをお開きいただきたいと思います。

左の上段部分についてでございます。この部分につきましては30人学級、あるいは35人学級についてのご意見でございますが、少人数学級というのは極めて望ましい形だと思いますけれども、教員の定数のあり方につきまして、国の制度によるところが大きいということでございまして、今回はうちの方としては修正という形にはしてございません。

次に、右側の中段のところに障害のある方の関係が記載してございます。障害の有無にかかわらず、希望する子供に高校教育を提供する高校をとという形をいただいておりますけれども、今回の将来構想について、一部、発達障害をお持ちの方が通常の高校で受ける教育について記載しているところでございますけれども、全体として今回の構想については、義務教育の上に立って高等学校教育を受けるということの高校を前提にした形の将来構想という形で考えてございますので、これについては修正をしないという形で考えているところでございます。

次に、5ページをお開きいただきたいと思います。

下の段の黒塗りの部分でございますけれども、小規模校であっても存続をしてほしいというご意見でございます。この部分につきましては内容の修正という形ではないんですけれども、中間案でお示ししている内容が一般的に言われる標準法という中身をここで記載しているところでございますけれども、記載として法律に基づき、1学年2学級というのを下限とするという形で記載してございました。ただ、実際の法律上の表現が何学級という形でなくて、学級ではなくて収容人数という観点で法律上は記載しているものですから、そこを修正させていただいたという形でございます。

次に、6ページでございます。地区別の県立高校の再編の方向性というところの下の部分でございます。ここにつきましては気仙沼・本吉地区に関する記述でございますけれども、本吉地区については再編という形の記述は記載していなかったわけでございますけれども、意見の中に将来3タイプの高校の再編という意見があったということと、10年という構想でございますので、長期に見た場合についても再編も否定はできないようなこと、あるいは他地区についてはそういう再編という形の記述をしていることを踏まえまして、このような形で修正させていただいているところでございます。

次に、右側の中段でございます。ここにつきましては第5章に係る適正な進行管理というところでございますけれども、進行管理の実施計画の観点で、これは10年という形でございますが、世の中の変化が速いものですから、10年ではなくて2年、3年ですべきでないかというふうにいただいたことがございます。我々が今考えておりますのは、教育の効果、あるいは建物建築ということを考えますと2年、3年では難しいということがあるものですから、一応5年を単位にした実施計画をつくって進行管理をやっていきたいという形で考えておりますものですから、その旨を記載しているところでございます。

以上、うちの方として中間案に関する中身として整理する部分について、主な部分だけ整理させていただいたところでございます。

7ページ以降の部分でございます。

このあたりにつきましては、表題は「その他の意見」という形にしてございますけれども、直接、中間案の記述には関係しない部分という形で整理した項目でございます。

簡単にご説明させていただきますと、まず上段部分でございますが、これにつきましては19年3月に導入を決定しております全県一学区に対する意見ということでいただいた意見でございます。中身につきましては意見と、あとは反対の要望も出ているという形でございます。

次に、中段から次のページにかけてでございますけれども、これにつきましては前構想で進めてきておりました一律男女共学化に関する内容とその検証をすべきという意見についていただいているところでございます。

次に、9ページでございます。上の段でございますけれども、意見聴取会の持ち方等につきましての意見をいただいているところでございます。

10ページ以降につきましては、高校教育に関する一般的な意見とか要望という形のものいろいろいただいているという形でございます。これにつきましては、中間案に直接かかわる中身ではないという形で、審議会の考え方というものを示しておらない形で整理しております。

以上が資料2の説明でございます。

続きまして資料3を、A4横の資料でございますが、ご覧いただきたいと思っております。

先ほど説明した黒塗りの部分でございますが、中間案を修正していきたいという形のもの新旧対照表という形でまとめたものでございます。

まず、1ページでございますが、高校教育の取り組みに対する県民の意見として、「おおむね肯定的に評価された」という中身について、必ずしもそうとは言えないんじゃないかという意見がございましたものですから、左側の下線のとおり修正してございます。読みますと、全



体を通して「とても評価する」または「評価する」と回答した割合の合計が「あまり評価しない」あるいは「評価しない」の合計を上回っているが、「どちらとも言えない」または「わからない」と回答した割合も多く、取り組みに対する情報の発信について課題が見られたという形で、前回の取り組みの評価について整理しているところでございます。

2ページでございます。現構想と新構想の関係でございますけれども、中間案につきましては、右側の中段部分の下線を引いてございます「引き継ぐもの」という形で整理しておりましたけれども、これについては現将来構想の「後継として」という形に変えてございます。これにつきましては現構想を土台として、土台の上に新たな社会の変化もという条件を加えながら対応していくものですから、「後継」という形の文言に修正しているところでございます。

次に、3ページでございます。

これは若者の離職の関係でございますけれども、こちらとしては若者の職業意識とか目的意識の低下という観点で書いてございましたけれども、実際の企業の経営の立場の方から、コミュニケーション、人間関係を構築することができないということも大きな要因になっているということもいただいておりますので、その中身を追加して記載しているところでございます。

4ページでございます。「大学進学率の向上」という表現でございますけれども、これにつきましては、右側の下線でございますけれども、「大学進学率向上など高等教育機関へ繋ぐ教育の充実を図り」という形になってございますけれども、これについて修正いたしまして、「高等教育における教育の重要性が高まることから、高等教育機関へ繋ぐ教育の充実を図る」という観点で修正しようと思っております。

次に、5ページでございます。開かれた学校づくりの観点で情報発信を充実していくということのご意見をいただいているところでございますけれども、右側が今の中間案でございますけれども、どちらかという開かれた学校に対する対策みたいなところを中心に書いているところでございまして、「情報発信に努めながらやっていきます」というところは記載が明確でなかったということもございまして、左側の下線の部分でございますけれども、「情報発信などを通じて、地域や保護者の意向の把握に努めながら、一層地域の信頼に応えていく学校づくりをしていく」という形のところを追加しているところでございます。

次に、6ページでございます。これにつきましては先ほどお話ししたように、小規模校の対応のところでございますけれども、標準法という法律でございますけれども、その書き方について法律に沿った形の中身として修正している部分でございます。

右側、下線の部分でございますけれども、本校の下限として「1学年2学級」という形で各

校内に3学年の収容定員240名という形で書いてございますけれども、左側でございますが、実際の法的には学級数ではなくて、「収容定員240人」という形で書いてございますものですから、法律に沿った形で修正を加えているところでございます。

次に、7ページでございます。これにつきましては、気仙沼・本吉地区の関係でございますが、ここの記載の文言の一番最後でございますが、先ほど言いました意見として、3タイプの高校の再編が望ましいのではないかという意見をいただいたものと、他地区の並びの関係等もございまして、一番最後のところに「再編を含めて」という形の表現で修正させてもらうという形で案として示したところでございます。

以上が今回のご意見いただいたことについての事務局としての修正分という形で整理したところでございます。

あと、資料4を用意してございますけれども、これにつきましては、現在、資料3で修正した部分を入れた形で現在の最終案という形で示しているところでございます。説明は重複しますので、省かせていただきたいと思っております。

以上でございます。

○荒井会長 ありがとうございます。

ただいまの説明に基づいて、今から20分から30分程度を目安に議事1の議論をしていただきたいと思っております。

資料2、資料3のご説明にありましたように、特に資料2につきましては、提出された意見の数が相当に上っておりますので、前半と後半に分けて進めたいというふうに思っております。

第1章から順に進めていきたいと思っておりますが、まず、大体は資料2をご覧くださいのと、あと詳しくは資料3を参照しながらということになりますけれども、前半の第1章の現状と背景の部分、それから第2章の高校教育をめぐる現状と課題の部分に対する意見等に関して、答申としての、審議会としてのということになりますが、趣旨の整理の仕方や審議会の側の考え方の案についてご意見をちょうだいしたいと思います。いかがでしょうか。

資料2につきましては、黒に網がかかっている以外の部分でもよろしいわけですね、いろいろなご意見を。

あるいは見やすいという点から申しますと、資料3のところ、特に修正前の中間案と修正後のものが対応させてございますので、論点の特にクリティカルな部分がこういう形で整理されておりますので、これなど参照していただくといろいろなご意見があるかと存じますが。

(「1章、2章のところですか」の声あり。) 第1章、第2章を最初にと考えています。

○菅野委員 では、私の方から一委員としてお伺いしたいというか意見なんですが、その前にちょっと確認。

大学進学率の問題のところですか。資料3の4ページだと2の県立高校の現状と課題(2)義務教育と大学等高等教育をつなぐ高校教育のところですが、まず確認で、意見等の趣旨で、大学進学率の向上の構想を掲げるのは問題であるという意見が出ていて、そして審議会の考え方としてそこに2行あります。第2文目で「中間案では『大学進学率の向上』を例示しましたが、『大学等高等教育機関への進学的重要性』と表現を修正いたします」、この修正はどこにあるのかなというのがまずお聞きしたいところです。

それが確認ですが、私の意見としてですが、確かに大学進学率の向上というふうに言うのが、大学進学率だけが進路ではないという考え方もあるのは十分理解した上で、にもかかわらずやはり現実として50%というのは9.3ポイント低いと。この辺を考えると、今具体的なデータでということが準備していないものですけども、やはり父兄の子供に対する期待としても大学進学というのは一つのかなり大きな、それだけではないというのは十分わかった上でなんです、あるのではないかと。

そのときに私は、結論から言うと「中間案の大学進学率の向上など」という「など」が入っていることによって、これは生かせないのかなという気がしているということです。まず確認で言った「大学等高等教育機関への進学」という言い方はいかにもお役所的な表現になってしまってわかりにくいのではないかなと。「大学進学率の向上など」、あるいは「など」じゃなくて何か別の形容があってもいいんでしょうけれども、やはりどこかに「大学進学率の向上」という文言は置いておいてほしいというのが私からのご要望なんですけれども、まず2点というか、確認で、「大学と高等教育機関への」というのはどこに。下線が入っているところは高等教育機関におけるということですよ。その辺からお願いします。

○事務局 このA3の黒塗りの部分と実際の資料3の記載が異なっているということでございます。ここについては入ってはいないんですけども、A3横の黒塗りの部分については、こういう趣旨でもって表現を修正していますというところで、趣旨で書いた部分がございまして、文言的には資料3のところ具体的にこういう形で記載しているという形で書き分けたところでございます。すみません、そこははっきりしなかったと思います。

○菅野委員 ただ、資料3、資料4だと最終案の4ページに当たるんだと思いますが、ここでも、大学と高等教育機関への進学的重要性という文言が私見つけられなかったんですね。「高等教育機関における教育の重要性が一層高まることから」という文章はあるんです。

○事務局 確かに大学進学という形でもって重要性ということでございますので、高等教育機関の前に黒塗りで示しているような形が大学という形を入れて修正していきたいと思います、この部分につきましては。

○菅野委員 「大学等」と入れたいということですね。

○荒井会長 今の箇所について、ほかの委員から何かご質問、あるいはご意見等ございますでしょうか。

私の意見として申し上げてよいのか難しいですが、どうも、個々の意見聴取会の意見を見ますと、むしろ個々の寄せられたご意見の方がやや短絡的な表現になっているのではないかという感じがいたします。例えば「大学進学率の向上については、過熱化した状況を見据えてから」と書いてありますけれども、過熱化した状況というふうにして今を見据えるかどうかということもございますし、「大学進学率の向上は、高校教育の必要条件でも十分条件でもない」というふうに書かれていますけれども、明らかに大学進学率は高校教育の十分条件に該当いたしますし、その他、先ほど菅野委員からもありましたけれども、親の方の子供に対する大学進学への期待というのは、調査の方でもございましたけれども、かなりの高い数字があった。これは全国といたしますか、NHKの調査だと78%ぐらいまで行く、宮城県は相対的には低いんですけども。現実に東京における大学進学率というのは、短大も含めてですけども、68%に及んでいるということからすると、相対的に宮城県の50%の進学率というのは、産業構造の違いをかんがみてもかなり低いというふうを考えざるを得ない。これからさまざまな社会的な要請が変わっていくときに、言い方は直された形で構わないと思いますけれども、認識として「大学進学率の向上というものをこの構想に挙げること自体が問題である」というのは、意見聴取会のご意見の方に審議会としてはもう一度投げ返してみたいというふうなものを個人的には感じるものがございますけれども、大学等高等教育機関と言うことによってより広い理解をいただけるのであれば、そういう選択もあり得るだろうというふうには思います。

あと、よろしいですか。

○菅野委員 ほかの委員の先生の方々からもご意見をぜひいただきたいところだとは思いますが、もし今の荒井会長のご意見でということであれば、それで私もいいんですが、私個人としては「大学進学率の向上など」という言い方をしていただいた方が、逆に言うと、大学に行くこと自体が悪いことではないと思うし、それだけを言っているわけではない。全体の文脈の中では決してそれだけが浮き出たような言い方にはなっていないと思うんですね。大学だけをどンドン目指して競争をがりがりやってみたいな、そういう文言では一切ございませんので、こ

ここではどうでしょうかと。大学進学率の向上などという言い方はいかがかということのを他の委員のご意見もぜひ伺いして、私としてはそれに固執はしませんけれども、できればそういう形を残したいなという1点でございます。

○荒井会長 あと、何かございましたら。よろしいでしょうか。

○白幡（洋）委員 私は過去の審議会で、大学進学率の定量的な目標を掲げるのはいかがなものかという発言をしたことを覚えているんですけども、ただ、それからずっとこの審議会に出て、皆さんのご意見を聞いて、少し自分なりの考え方も吟味しているんですけども、確かに全国的に見ると9.3ポイントというのは低過ぎるかなという気がしております。今後、宮城県が県としてのあり方を考えていった場合に、もう少しここで言う高等教育を受けた方が増えた方が全体的な県のあり方には沿うのではないかという気が最近してしまっていて、今ご発言ありました余りにも低い——低い理由が余りよく分析・解析されていないんですけども、必ずしもこの審議会としては、パブリックコメントの意見がこうだから、それに迎合というのはおかしいですけども、それに合わせるということではなくて、審議会としてどうするかという意見の方がいいかと思えますね。

ですから、今、皆さんの意見どうですかというお話がありましたけれども、私としては、もう一度見直してみた場合に9.3ポイントの乖離というのは余りにも大き過ぎるかなと。その分析・解析は必要だとは思うんですけども、今それは無理なので、もう少しここで、進学率が出てきても別にこの時点でおかしくないかなというふうに思います。

ちょっとつけ足しますけれども、今全くそうなんですけれども、いろいろコメントをいただいた、それは貴重な意見として考えていかなければいけないんですけども、すべてそれに合わせていくということが本当にいいのかどうかということは疑問があります。全体的にそういう気がしますので、審議会の意思ってどこにあるのかということもあるかと思えます。そこはみんなで議論した方がいいかと思えます。文言がどうのこうのじゃなくて、我々として、審議会としてはこういうふうにしたいというところで決めていった方がいいんじゃないかと思えます。

○北島委員 今の議論をお聞きしまして、高校現場におる者といたしまして、高等学校の存在意義と申しますか、目的というのをこの中でずっとうたっているわけでありまして、（2）のところはタイトルが「義務教育と大学等の高等教育をつなぐ」、そういう高校教育というタイトルの中での議論であるということが大事であろうかと思っています。どの学校でもどの高校でも、生徒の進路実現というのは大きな目標でありますので、就職の方を言わないと

か、そういうものではないんであって、ここでは進学の部分にスポットライトを当てて議論しているわけですから、私も従来のこの文言でそんなに問題ある部分とは思っておりません。ただ、「大学等高等教育機関における」というふうに直したからちょっと困るようになるかといった場合には、そうではないだろうとは思いますが、今までの議論の流れどおり、従来の言葉でそんなに問題ある箇所とは思っていないというふうには感じます。以上であります。

○荒井会長 今、お三方からご意見ありましたけれども、むしろ修正前の方がよろしいのではないかとご意見かと思いますが、ご異論があればと思いますが、もし大体今のお三方のご意見に同意されるということであれば、修正前の方の意見の方が審議会としての主張がよくあらわれているのではないかとご存じますので、そのようにお計らいいただければと思います。

それでは、ほかの箇所につきましてはいかがでございましょうか。1章、2章のところ。はい。

○白幡（洋）委員 という同じような感じが、その前に戻りまして、「引き継ぐ」というのと「後継」というのがよくわからなかったんですけれども、どういうふうに解釈していいのか。確かに皆さんからのコメントでは「代わるもの」という言い方がありましたよね。我々としてはどういう位置づけでこれを検討してきたかということなんですよね。ですから「代わるもの」というふうな表現の方がいいのではないかとご存じのことに対して、「引き継ぎ」をただ「後継」にしたということなんですけれども、実際は、下の方に書いてあったこの言葉どおりだと思うんですね。現将来構想に基づく取り組みを土台にした構想ということですから、別に全然違和感ないし、ここであえて何で「引き継ぎ」が「後継」になったかのコメントを参考にしたことになるのかと。これもよく文言的にわからなかったんです。「引き継ぐ」と「後継」がどう違うのかも、ちょっと変なこだわりなんですけれども。逆に言うと、現将来構想に基づく取り組みを土台にして、それに引き継いででもいいし、それを後継するものとしてでもいいんですけれども、ただ単に「引き継ぐ」を「後継」という文章にかえただけではかえってわかりにくいというふうに思いました。

○荒井会長 どうでしょう。仕組みとして後継に当たるということで、「引き継ぐ」という言葉が、内容的に引き継ぐということの色濃く出してしまおうということ修正されたというふうに私理解したんですけれども、そんなふうなニュアンスなんですか。

○事務局 ニュアンス的にはそういうことです。後継というのはどちらかというと、次の期間的なスパンという観点が強いという形でございますけれども、引き継ぐというのは、現構想をあ

る意味ではそのまま引き継ぐという感じでとらえてしまう。当然それを土台にしてこれから新しい要素も踏まえながらやっていく形になるんですけれども、引き継いだままという形でとらえた部分もちょっとあるなどという形で、そこはその要素を少し薄くした表現にしている形でございます。

○荒井会長 今のような趣旨のようですねけれども、いかがでしょうか。

○白幡（洋）委員 これもちょっとこだわるんですけれども、であれば、この下の審議会の考え方の文章に入っていますけれども、「現将来構想に基づく取組を土台にした構想の後継として」というふうに書いていただいた方が逆にわかりやすいのではないかと。

○荒井会長 このあたりはちょっと事務局の方と私とで相談させていただいて、修正が必要な場合には修正を入れさせていただくということにしたいと思います。

ほかにはいかがでしょうか。

○北島委員 次の第2章、3ページのところなんですけれども、早期退職の部分で、確かにご指摘の部分からこういう文言修正をするということでもありますけれども、この文章の流れは、前半が企業側の、または社会の経済状況の変化というような、外的な要因からの若者の就職環境の変化と。後半のところのアンダーラインを引かれたところが、今度は就業者側のといたしますか、働いている若者からの変化ということでこのような文言になったということは重々わかるんですけれども、このかわった文章からしますと、そうすると若者が短期間で離職する個人的な理由というのが「フリーターとして短期間で就業先を変えたり、職場でのコミュニケーション能力の不足または人間関係の構築」、これだけで増加しているんだというふうに逆に狭い表現になってはいしまいかというのがちょっと気になるところであります。

早期退職者の個々の理由というデータがあるので、そこからこういうふうに文章を持ってきたということがそんなにあったかなという気がいたしますし、高校現場でも早期退職した卒業生の理由等を聞いたりとかいろいろな調査も過去にあったかと思えますけれども、もう少し「など」というような言葉を早目に持ってきて、例えばでありますけれども、後段の「コミュニケーション能力の不足により就業先での人間関係を構築することができないことなど、さまざまな理由で短期間で離職する若者層が」というような総体的な理由にされた方がよろしいのかなというふうに受け取りました。以上です。

○荒井会長 今のところに関しまして、同様なご意見、ございますでしょうか。

これは、私また申し上げていいのかわからないんですけれども、読み直してはしまして、私もこのところ、ちょっと事実関係としてひっかかるところがございました。

就職あるいは退職のところでもって、必ずしも審議会で十分な時間を使って議論できたというわけではないんですけれども、ここについての意見聴取会の意見、あるいはパブリックコメントも拝見して、意見の方も必ず妥当というふうには思えませんけれども、例えば（２）のタイトルのところに「若年層の目的意識の希薄化」というふうに書いてありますが、これについてはたしか審議会でも、若者の側の問題としてだけとらえるのは無理があるのではないかと、うご意見が出た箇所でもあったかと思えますけれども、果たして目的意識が希薄化しているか、以前の若者はそんなに目的意識が明確であったのかというふうに問い返したときに、これは実は大して証拠はない、むしろ目的意識が云々できるような経済環境だとかあるいは労働環境ではなかったのではないかと、いうあたりが事実としては大きいのではないかと。むしろさまざまな職業を選択できる、あるいは目的意識を明確化することのできる教育機関というものが与えられることによって、従来のように待たなしでもって学校教育から職場に移っていくという間にいろいろなものが介在する余地が生まれた。そのことをもって「希薄化」というふうに呼ぶこと、あるいは「目的意識の低下」というふうに表現することが妥当なのかどうかというのはちょっと気になるところでございます。むしろ今の北島委員のご意見も含めてですけれども、目的意識を形成することの難しさというのが今の時代の特色であるとするならば、それは若者だけの問題ではなくて、若者を取り囲む教育環境あるいは職業環境の問題から発生してきている部分が相当大きいというふうに記述できた方が、審議会の議論としてはより客観的な事態に基づいて議論がなされたということになりはしないかという気がいたしますが、私の方でちょっと勝手なことを申し上げましたけれども、そのような感じを持っております。

ほかにはいかがでございましょうか。

今の箇所につきましては、また引き取らせていただきまして、事務局と私の方でご相談をしたいというふうに思っております。

1章、2章、ほかにはいかがでしょうか。もし、格別の気になる部分がないようでしたら、3章、4章、それから5章がまだ残っておりますので、そちらの方に移行させていきたいと思いますが、もし1章、2章のところで気になる部分が後から出ましたら、それはそれでまたご意見をちょうだいしたいと思います。

それでは、後半の方の今後の県立高校教育のあり方、あるいは4章の社会変化に的確に対応した学科編成や学校配置の考え方をまとめております第4章、第5章の部分についてご意見、それから意見聴取会あるいはパブリックコメントに対しての審議会の考え方を示す案についてご意見がございましたらお願いをいたします。どうぞ。



○佐々木委員 資料3で言う5ページなんですけれども、開かれた高校づくりと安全対策の強化というところで文章が加えられたわけなんですけれども、前段の部分はいいと思うんですが、後半のところ、「より積極的な学校情報の発信などを通じて、地域や保護者の意向の把握に努めながら、より一層の地域の信頼に応えていくことが重要である」というような、何か学校が地域や保護者の意向に沿わなければならないような受け身のような感じにとらえられないかなというふうな気がします。「開かれた学校」というのは、もちろん地域の人や保護者の人から学校に対していろいろ意見が言えるというのもあると思うんですけれども、もっと情報発信という部分がとても重要だと思うんですが、そのあたりの文章が、この「より積極的な学校情報の発信などを通じて」ということだけになっていますので、そこをもう少し広げた形がいいのかなというふうに感じます。例えば「発信などを通じて学校の特色を伝え、理解してもらうとともに、地域や保護者の意向を」というような形で、発信を通じて、それで地域や保護者の意見を聞くのではなくて、発信をすることによって学校のことを伝えるというその部分にも少し重きを置いた方がいいのかな。そのあたりがちょっと弱いんじゃないかなというふうに感じました。以上です。

○荒井会長 この箇所ほかには、何かご意見、ございますでしょうか。

○白幡（洋）委員 僕も今の佐々木委員と少し似たような意見なんですけれども、情報発信が必要だなということは重要なんですけれども、恐らくこういう基本構想だとか、それに基づく具体的な工程表みたいな形、あるいはその見直し、ローリングしていった結果がどうだとか評価とか、そういうことの情報発信がもう少し県民に広くあまねく伝わるということの方がより重要であって、これだと学校側だけに限っちゃっているなという気がちょっとするんです。情報発信の重要性は十分わかります。恐らく県庁の方々もいろいろやっているんだけど、県民にわかってもらえないなという思いが多々あるかと思うんですけれども、それは高校からだけの発信じゃないと思うんですね。やっぱり教育庁からの発信というところも含めてだと思っ

○荒井会長 今の御意見も含めて御意見どうでしょうか。ほかはいかがでしょうか。

○白幡（洋）委員 次の6ページ目、240人というのか、1学年2学級って、これも非常にわかりにくいんですね。どういうふうに理解したらいいのか、同じことを言っているだけなんですけれども、僕自身がよく理解していないんだと思うんですけれども、結局、この前と後で変えることによって何が変わるんですか。きちっと理解しないで申しわけないんですけれども、240人で1学年2学級というのと。

○事務局 数的には同じなんですけれども、例えば現在の宮城県の小規模校の再編基準とかという形でつくっていたりもしているんですけれども、それについては学級数を基準にしていたりするんですね。ですから学級数を基準にするものと、あと収容人数を基準にするものがありまして、そこによって結構な大きな違いが出てくるものが当然あるんです。それで法律的に言うと今240人、収容定員という形でやっているんですけれども、それを学級数という形でやっちゃうと正確なものではないということもあります。あとは学級数を維持するべきなのか、それとも収容人数をそのままにしておく。収容人数というのは県教委の方で設定するものがございますので、そののこのところの実際の実務に当たっての違いがあるということもありまして、法律上の正確な文言に合わせた形で収容人数という形で書いたというのがございます。ちょっとわかりづらいかもしれませんが。

○荒井会長 これも私の個人的な、余計なことを言わせていただくと、小規模校の問題が大変教育委員会、教育庁の方でもご苦労されていることはわかるんですけれども、ここの書き方が随分あっさりしているなという印象は否めないところがありまして、これはここでの議論とは異なりますけれども、男女共学の問題ともつながるんですけれども、小規模校だからいろいろな教育の対応ができないというふうに一概に言えない部分もあって、小規模校だからできる教育のよさというのものもあるんだろうと思うんです。そこら辺が「各地区の実情を踏まえながら」ということで一応記述的には押えられているんですけれども、ここのところの箇所が240人といえますか、小規模校というものの定義であっさり切るのではなくて、小規模校の中で培われている教育のよさをどういうふうに残すか、あるいはそれを残した形で基準規模の方に持っていくかということの配慮があらわれるような内容になっていると望ましいかなというのが拝見したときの印象ですけれども、そんなことももし含めていただくと、白幡委員の方でおっしゃった240人という中身がもう少し、それに対する違和感といえますか、あるいは定義で片づくものではないのではないかということも恐らくご意見の中に含まれていると思いますので、そこら辺ちょっと勘案していただければというふうに思いますが、それは私の方にも返ってくる問題ではありますけれども。

ほかには、3、4、5章につきましてはいかがでございましょうか。よろしいでしょうか。大体ご意見ちょうだいできたかと思えます。

それでは、時間も多少迫っておりますので、実は恐ろしい部分ですけれども、資料2の今回の答申中間案に対するもの以外の意見というのが、その他の意見というところでかなりの数、出ております。これが7ページ以降にまとめられておりますが、実際苦慮するのは、我々今回

の審議会の策定内容というものとは直接かかわらない部分で、現行のさまざまな施策に対してのご意見が載っているところがございます。審議会の最終答申を取りまとめる際の必須事項ということではございませんので、余り時間をかけるわけにはいきませんが、これだけの分量のご意見がありますので、これらについて多少ご意見をいただければというふうに思いますが、いかがでございましょうか。

○阿部委員 ちょっと興味がありましたので、お尋ねしたいんですけども、7カ所の意見聴取会をされてみて、地域性によってもいろいろ問題点が違っていたんじゃないかなというふうに思うんですけども、それぞれの会場の何か特徴的なこととか、挙げる問題にいろいろ違いがあったように恐らく思うんですけども、よろしかったら全体的なご感想をお聞かせいただけないでしょうか。

○荒井会長 事務局でいいですか。

○事務局 7カ所なものですから、いろいろなご意見が多様にあるので、なかなかその地区の特徴というのが言えない部分もあります。すみません、私の記憶に残っている点だけを申し上げますと、まず、仙台地区につきましては、定時制高校のPTAの方からの意見で、その方については、今の定時制の現状とかこれからの必要性についてかなり主張をいただいて、貴重な意見をいただいたと感じてございます。

あと、郡部の方については、再編なんかも結構話題になってございます。登米地区につきましては、民間の方で再編について考える会なんかをつくってございまして、割と高校教育をどうするかというのが地域で結構議論されている部分がありまして、そういう意見がございました。あるいはもう少し地域の中で一緒に高校のあり方を考えていきたいというようなこともありまして、行政の方も情報提供したりしていただきたいという意見をいただいております。

あと、石巻地区でございまして、それにつきましては、あそこは結構離島とか島、石巻地区の中でもいろいろな地区がございまして、仙台地区とは当然違うし、石巻の中心部とも違うので、そういう地区性をきちっと踏まえた形をお願いしたいという意見があったと思います。

すみません、今のところ私が記憶している部分については、そんな意見が地域の中から出てきたということがございます。

○白幡（洋）委員 確かに現状の基本計画の中で、全県一区だとか共学化だとか、あるいは中高一貫だとか、どちらかというところはまだ確実にプラス・マイナスの成果が把握できていない項目が結構あるわけですね。おそらくこういう新しい制度をやりますといろいろな意見があります

から、パブリックコメントを求めると、こういうことに関しての反対意見がいろいろ出てくると思うんですね。できれば、最後のところに実施計画の作成の必要性、それから適正な進行管理とあるんですけども、適正な進行管理で、この委員会でまだまだ全県一区だとかあるいは共学化ということの必ずしもきちっとした総括がされていない部分があってやっているわけなので、我々が議論したことだけではなくて、前の計画の中での大きな制度変更のやつをきちっと総括しながら進行管理をやっていくみたいなことを盛り込んだらいかかなという気がするんですけども。

- 荒井会長 大変重要なお指摘だと思います。何か別の列車に乗ってしまって、その列車の中で扱うことしか扱えないということにどうしても行政手続だとか審議会の方の対応がなっていきますけれども、おそらく県民の側としては、今進行していることに関してなぜ現在開かれている審議会が対応できないのか、あるいは対応してはいけないのかというのはなかなか理解しにくい。行政的な手続、あるいは議会の方の手続としては理解ができたとしても、やはりその中で子供が成長していく、教育されていくというところからすると、どこかでそれに対してチェックといいますか、そのことが大変に求めていることでもあるのかなというふうに思います。その点はまた、将来構想の最終案のところの最後のところにも記述がございますので、その部分のところでもまた盛り込めるようなことをぜひ検討していきたいというふうに思いますが。
- 事務局 白幡委員からいただいたことについては極めて重要な点だと思っております、ある意味では、現構想で不十分だった部分がそこなのかなということも考えているところでございます。

それで、これについては、今、中間案についてもその旨、表記している部分がございます、今日のもので言いますと、資料4の17ページをお開きいただきたいと思います。

ここは(2)ということで、将来構想の進行管理という形でございますけれども、ここが一番最後の下から2行目でございます。これにつきましては、現在の今つくっている将来構想だけではなくて、現構想で取り組んだもの、あるいは現構想期間中に、構想の中で取り組んだものを含めた形で検証して県民に知らせていくべきではないかというようなことをここで書いているところでございます。

- 荒井会長 では、そこですけれども、そこについてはまた、9月のときの審議会でご提案させていただくことになるわけですね。

その他のところの箇所でございますけれども、一番ポイントになるようなご意見が出たところではありますけれども、ほかに何かございますでしょうか。よろしいでしょうか。

進行管理の問題、それがこの前の将来構想審議会での決定内容あるいは現在の行政手続が進んでいる部分も含めて、やはり適宜、進行に関してチェックを進めていくことが大事だというのは、今回の恐らく将来構想の中身そのものではありませんけれども、その中で提起されている非常に重要な問題の一つだというふうに認識しておりますので、これからも、あと少しご意見ちょうだいする時間もございますけれども、おそらく具体的な形では9月の審議会でご議論いただくという形になるかと思えます。

## (2) 答申（中間案）の検討について

○荒井会長 それでは、そこまでで資料2の方のご議論は閉めさせていただきます、議事の(2)の方でございます。

お手元の資料4に、新たな県立高校将来構想（最終案）というのがございます。この将来構想につきまして具体的にご検討いただくということでは今回が最後の機会となりますので、ぜひ、言い残している部分、先ほどご意見をちょうだいした部分はそれとして受けとめておりますので、それ以外の部分で、この点がどうしても気になっている、あるいはこの部分の修正をしてほしいというふうなご意見ございましたら、ぜひ今日、お寄せいただきたいと思えます。いかがでございましょうか。

かなり大部のもので、後半には事務局の方でこれを作成するに当たって大変多くの資料、データをご検討いただきまして、立派なものにでき上がったというふうに。

冒頭の安住室長のお話にもありましたように、前回の将来構想審議会の答申がどちらかというとアクションプランに近いといいますか、箱物の統廃合の問題がかなり大きくございましたけれども、今回は中身だということで、その点で若干抽象度の高い答申の内容になっているかと思えます。これはまた、これに基づいたアクションプランというのがすぐにご準備をいただく形になっておりますので、おそらくこの審議会の最後の段階では、実施計画案を我々拝見して、我々が提案した審議内容に即したものであるかどうかということで、またご意見を出させていただくということが可能になるかというふうに思えます。

さらにもう1点申し上げれば、先ほど白幡委員から出ましたように進行管理の問題、これが一学区制であれ男女共学の問題であれ、火が燃え盛っているようなところがございます。これについても、ただ、指をくわえてということではなくて、何か役割があるのではないかということも含めて問題提起できれば、これはこの審議会としての答申の内容だけにとどまらずに、行政手続としても非常に有効な提案に結びつくのではないかなというふうに認識しております。

それも含めて、今回の答申の内容の中に盛り込んでございますので、ぜひ今日、もしさらにこの表現をどういうふうな形で、ご意見がございましたら、お寄せいただきたいというふうに思います。

○北島委員 今回までと次回の9回目、それから検証の在り方検討部会というのがこの後でスケジュールが出てくるようでありまして、この全体会が次の第9回と次の第10回ぐらいで終わるのかなというふうに思っておりますけれども、新しい県立高校の将来構想のまとめが、最終案の「案」が取れたときに終わるんだろうと思いますけれども、今、委員長の方からお話がありましたように、現行の県立高校将来構想とニュアンスの違う形で動いている部分もあろうかと思っておりますけれども、一つは、現行の県立高校将来構想の前期5カ年計画と後期5カ年計画の中で再編整備の条件というものがあって、独立校がこういう条件に抵触したときには募集停止になりますと、こういうやり方で再編・整備が進められているわけですが、現場といたしましては非常に苦しいシステムといいますか、いわゆる各学校のニーズの減ったところからなくしていきますよというようなやり方でありまして、県によりましては、ある程度この学校とこの学校はこういう地域においては統合・再編のシステムにいたしますというような県教委主導型といいますか、そういうやり方の県もございます。どういうやり方が今後、次の10カ年計画の中に出てくるのか、ちょっとまだ見えないところがありますけれども、私といたしましては、もう少し宮城県は設置者としての県、県教委、こちらが主体となった再編整備というものを主導していくべきではないのかというふうに思っております。また、そういったものを示すグランドデザインがこの新しい県立高校将来構想、この答申案になっていただければ大変ありがたいなというふうに思っておりますので、一言申し上げたいと思います。

○荒井会長 今、大変マクロ的といいますか、大きな枠組みとしてどういうふうな役割を果たすものを審議会として提出するのかということでご意見をちょうだいしたと思っておりますけれども、ほかには委員の方々からはいかがでございましょうか。

今、北島委員から出たご意見というのは、多分これまでも何度となく応酬があったところではないかというふうに考えるんですけれども、行政計画としての強さ、かたき、これは答申の内容と実施計画を分けるか、あるいは実施計画を抱き込んだ形でもって答申を示すかということのスタイル自体にもかかわってくるんだろうと思うんです。量的計画あるいは財務計画を含めて行政計画として審議会の内容が出せるかという、現実には要するに審議会の答申としては非常にその部分が難しいということがございます。ですから勢い今回の形をとらざるを得なかったのは、やはり財務と、それから実際に学校配置あるいは学科配置に関して具体的な

数字ないしは地域を挙げて論ずるということが審議会の中では非常に難しいということがあったかと思えます。

その中で、県の教育委員会が主導するというのが、何をもって、どこの分野で主導するのかというところが多分議論の分かれるところかというふうに思うんですけども、ただ、にもかかわらず、よりテクニカルなレベルで技術計画として主導できる部分というのが、恐らく審議会の中でも関与できる部分があるんだろうと思うんですね。その部分をどういうふうに審議会の中に取り込んでいくか。ですから実施計画というのは別動隊のように見えていますけれども、実施計画というのは完全に審議会から切り離されたお任せになってしまうのか、あくまでも今回の審議会の答申が全体のデザインを決定していったって、その中ののっかる実施計画というものが可能なように実現を図る。その仕掛けが今回の答申の中でできているかどうかというところが恐らく問われるところなのかなというふうに思いますが、実際にかかわらせていただいて、審議会というものの歯がゆさと、実際にどこまでの財務的な計画の限度、それから地域的な現場での事情というものがこの中で、我々自身がそれを情報として摂取できているかどうかということを含めて、審議会が将来構想計画を主導するということの難しさを痛感しておりますけれども。恐らく同様の感想をお持ちの委員の方々も大変多いかと思えますけれども、ただ、そのことを常に問い返していかないと、本当に県民あるいは宮城県としての輪郭を持った将来構想計画というのを打ち立てていくということはなかなかできないことだと思いますので、日々それを問い直していく中で、いかにしたらそれが可能になるかということを考えていかなければいけないというふうに思います。

○小林教育長 今のお話に関連して一言申し上げておきたいんですが、結局、進行管理の問題なんですが、今、私ども持っているイメージとしては、この答申をいただいて、それに即して将来構想というものを策定すると、そして具体的なアクションプランといいますか、実施計画をつくるということになるわけですが、例えば5年なら5年の実施計画をつくって、ずっとそれを固定してやっていくということではなくて、適宜それを見直していくことが必要だろうというふうに思っております。その際に、先ほど議論になりましたけれども、現在の将来構想に基づく取り組みの検証、それから新しい計画に基づく取り組みの検証、そういった検証の成果を実施計画の中に生かしていくことが必要ではないのかなと思っております。基本的にはそんなイメージを今持っているところでございます。

○荒井会長 今、教育長の方からもお考えをお示しいただきましたけれども、繰り返しになりますが、最終答申としてのご意見をちょうだいする最後の機会となりますので、この際に

ぜひということがあればご意見ちょうだいしたいと思いますますが、よろしいでしょうか。

それでは、今日さまざまな観点からご意見ちょうだいできたと思います。本日も議論いただいた内容を踏まえて、事務局の方で再度この答申内容に手を入れていただきますけれども、最終的にもう一度私の方で確認をさせていただいて、それを最終答申という形でまとめさせていただこうと思っております。もちろん、その内容を次回の審議会で最終案としてまたテーブルの上のせていただきますので、それを経てということになりますけれども、手続的にはそのような形で進めさせていただくということでございます。

### (3) その他

○荒井会長 それでは、最終案の答申につきましての議論は以上といたしまして、資料5、今後のスケジュールの案が配付されておりますので、それについて事務局の方からご説明をお願いいたします。

○事務局 では、資料5、スケジュールについてご説明させていただきます。

今、いただいた実施計画並びに検証の部分とも絡む話でございますが、説明させていただきたいと思っております。

まず、本日、第8回の審議会、8月でございますけれども、9月に、本日いただいた意見を踏まえまして、この将来構想の最終の答申の確認という形で、9月の審議会を開催させていただきたいと考えているところでございます。

また、9月の審議会でございますけれども、ここに検証の在り方の検討部会の設置という形で書いてございます。これにつきましては3月の審議会におきまして口頭で説明させていただきましたけれども、今回策定する将来構想につきましては、策定だけで終わりではなく、着実に進行管理をやっていきながら進めていきたいということで考えてございまして、具体的な進行管理、あるいは検証の存り方について、引き続きこの審議会でもって検討をお願いしたいという形で考えているところでございます。

その検証の検討のやり方なんですけれども、条例上、部会を設置できることになってございまして、部会を設置してやっていきたいと考えてございまして、9月の審議会におきまして、検証の在り方の検討部会の設置という形でうちの方として部会の設置要綱等をかけたいという形で考えてございます。その部会でもって10月から12月にかけて検証の検討の在り方についてご議論いただきまして、それを、2月でございますけれども、全体の審議会にご報告させていただいて、この将来構想の進行管理の方法について取りまとめていただきたいという形で考



えているところでございます。

また、右でございますけれども、これにつきましては教育委員会の作業という形でお示しいただいているところでございますけれども、9月の審議会で将来構想の分の答申をいただいた後に、先ほど言いました実施計画をつくっていききたいという形で考えてございます。実施計画に当たりましては、北島委員からもありましたように、この答申に沿った形で実施計画をつくっていくということで考えてございまして、当然それは箱物的なものから、例えば学力、キャリア教育という形のソフト的なことも入ってございますけれども、それも含めた形でつくっていききたいと考えているところでございます。それは11月をめどに今調整をしていきながら、今関係する地域等々の調整をしながらという形で、最終的にはこの将来構想と実施計画について2月をめどにつくっていききたいと考えているところでございます。

それとあともう1点なんです、ここに検証の在り方の設置部会という形で書いてございすけれども、部会の委員につきましては現在の審議委員の方から選ぶという形になってございます。それで、これについて会長が指名をするということになっておりまして、今後、会長と相談していただきながら部会の委員をお願いするということをお願いさせていただく形になると思いますけれども、そのときはよろしくお願ひしたいと思っております。

以上が資料5の説明でございます。

○荒井会長 ただいまスケジュール表について事務局からご説明がありましたけれども、それについて何かご意見または質問等がございますでしょうか。

○公平委員 確認をさせてもらいたいんですが、今回の第8回の審議会で、将来構想審議会としての最終案という資料4があるんですが、今まで同様に教育企画室のホームページやら総務部の行政管理課等において公表があるのかどうか、第9回目の審議会の手直し終了後に公表されるのか、その辺を確認と。

あと、非常にご苦勞いただいて資料をつくっていただいているんですが、なぜか1ページから17ページ目までにかけて若干読みにくいなと思ったんですが、例えば2ページ目と3ページ目に大見出し、中見出し、小見出しがある中で、中見出し1の「社会経済環境の変化」の4番のところが2ページに1行だけ入って、さらに3ページでも同様に2の2が1行だけ入って、4ページ目の下に空欄があるというのは非常に若干読みづらいので、大見出し、中見出し、小見出し、うまくページ単位で区切りができればよろしいのかなというふうに、ちょっと蛇足かもしれませんが、要望させていただきます。以上です。

○事務局 今の資料についてでございますけれども、今までも審議会の提出した資料については

ホームページで公開してございますので、当然、9回の資料についても、それは公開いたしません。さらに、9回の資料について若干修正分が加わるとは思いますけれども、それについても公開してお知らせしていきたいという形で考えてございます。

あと、先ほど提案いただきましたことについては、資料を直していきたいという形で考えてございます。

○荒井会長 それでは第2の議事を終了いたしまして、議事の第3、その他につきまして、事務局の方から何かありますでしょうか。

○事務局 事務局としては用意してございません。

○荒井会長 予定されておりました議事についてご審議いただいたのでこの辺で会を終了させていただきます。七夕の日でもございますので、この辺で事務局の方にマイクをお返ししたいと思います。審議会の円滑な進行にご協力いただきましてありがとうございます。

○事務局 限られた時間の中で熱心な話し合いをいただきましてありがとうございます。

最後になりますが、本日頂戴したご意見以外に、時間の関係上お話いただけなかったご意見等がございましたら、これまで同様にお手元の用紙にご記入の上、郵送、FAX又は電子メールなどで、事務局あてにご連絡くださるようお願いいたします。

以上をもちまして、第8回県立高等学校将来構想審議会を終了させていただきます。